

就学事務の手引き

平成30年4月改訂
鳥取県教育委員会

はじめに

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされており、以下の考え方に基づいて、特別支援教育を発展させていくことが必要です。

- 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育を受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

中央教育審議会初等中等教育分科会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

文部科学省において、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われ、平成 25 年 9 月 1 日から施行されました。

具体的には、

- ①就学基準に該当する障がいのある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正
 - ②障がいの状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備
 - ③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備
 - ④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大
- の 4 点が挙げられます。

また、「障害者の権利に関する条約」が、平成 26 年 2 月 19 日に我が国において効力を生じることとなりました。平成 28 年 4 月 1 日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

このような国の動向を踏まえ、鳥取県においても特別支援教育の更なる充実を目指すとともに、障がいのある児童生徒等の就学先の決定及び就学後の支援が円滑になされるよう、就学等に係る委員会の名称変更や教育支援の考え方の周知等に取り組んできました。

本資料は、文部科学省より示された教育支援資料をもとに、早期からの教育相談等を通じて、障がいのある児童生徒等の保護者に対して十分な情報を提供するとともに、関係者とその意向を最大限に尊重しつつ、児童生徒等の教育を第一に考えていくことを基本姿勢とし、就学等の手続きについてとりまとめています。

本資料が、障がいのある児童生徒等一人一人が適切な教育を受けられ、特別支援教育のより一層の充実に向けた取組の一助となりますよう願っています。

平成 30 年 4 月

※「障害」の表記について

従来、「障害」と表記していたものについて、鳥取県では平成 21 年 11 月より基本的に「障がい」と表記することとしました。本資料では、法令等の名称や法令等に規定する用語、著作物の引用においては「障害」と表記しています。その他の場合においては、医学用語等の専門用語であっても、意味が失われたり、誤解されるおそれがある場合以外は、原則として「障がい」と表記しています。

目 次

はじめに	1
1 教育支援について	
(1) 早期からの一貫した支援	5
(2) 教育相談体制の整備	7
(3) 就学先決定の在り方	10
(4) 就学可能な障がいの種類と程度	12
2 認定特別支援学校就学者に係る手続きについて	
(1) 新学齢児が県立特別支援学校に就学する場合	17
(2) 小中学校から県立特別支援学校への転学 (新たに視覚障害者等になり、認定特別支援学校就学者となった場合)	18
(3) 小中学校から県立特別支援学校への転学 (「令」22条の3に該当する視覚障害者等が認定特別支援学校就学者となった場合)	19
(4) 県立特別支援学校から小中学校への転学 (視覚障害者等でなくなった場合)	20
(5) 県立特別支援学校から小中学校への転学 (障がいの状態等の変化による場合)	21
(6) 県内の県立特別支援学校間の転学 (同一障がい種の場合)	22
(7) 県内の県立特別支援学校間の転学 (障がい種が異なる場合)	23
(8) 県内から県外への転居に伴う転学	24
(9) 県外から県内への転居に伴う転学	24
(10) 区域外就学	24
①鳥取大学附属特別支援学校へ就学する場合	
②鳥取大学附属特別支援学校から県立特別支援学校へ転学する場合	
③県内から県外の特別支援学校へ就学する場合	
④県外から県内の県立特別支援学校へ就学する場合	
3 鳥取県就学支援分科会審査要項及び資料様式等	
審査要項	27
個人調査書・診断書・観察票の作成要領	28
個人調査書 (資料様式1)	30
診断書	
視覚障がい用 (資料様式2-1)	33
聴覚障がい・言語障がい用 (資料様式2-2)	34
知的障がい/自閉症・情緒障がい用 (資料様式2-3)	35
肢体不自由用 (資料様式2-4)	37
病弱・身体虚弱用 (資料様式2-5)	38
観察票	
視覚障がい用 (資料様式3-1)	40
聴覚障がい用 (資料様式3-2A)	41
言語障がい用 (資料様式3-2B)	42
知的障がい用 (資料様式3-3A)	43
自閉症・情緒障がい用 (資料様式3-3B)	45
肢体不自由用 (資料様式3-4)	47
病弱・身体虚弱用 (資料様式3-5)	48

様式一覧	49
4 関係通知文及び関係資料	
（1）学校教育法施行令の一部改正について（通知）	61
（2）障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	65
（3）障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育	72
（4）学校教育法施行令 関係条例抜粋	73

1 教育支援について

(1) 早期からの一貫した支援

① 早期からの一貫した支援の重要性

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられます。

乳幼児期から幼児期にかけて専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健、労働等との連携の下に確立するとともに、早期から始まっている支援を就学期に円滑に引継ぎ、障がいのある子どもの精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が求められます。

そのためには、早期からの教育相談・支援、就学相談、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進等を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要です。

これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指していきます。

② 移行期の支援

一貫した教育を効果的に進めるために、支援の主体者が替わる移行期の支援に特に留意する必要があります。移行期においては従前の支援内容を新たな支援機関に着実に引き継ぐことが重要です。

支援の主体者が替わる移行期として、

- ・ 医療機関等で障がいが発見されてから教育、福祉、保健、労働等の支援機関に引き継がれる時期
- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所、障がい児通所施設等から小学校や特別支援学校小学部に引き継がれる時期
- ・ 小学校・特別支援学校小学部から中学校・特別支援学校中学部に引き継がれる時期
- ・ 中学校・特別支援学校中学部から高等学校・特別支援学校高等部に引き継がれる時期
- ・ 高等学校・特別支援学校高等部から就労・大学・就労移行支援機関・生活介護事業所等へ引き継がれる時期

があります。

移行期の支援については、支援の対象となる子どもと保護者が、必要な支援の継続性を確保するとともに、従前の支援と評価の見直しにより、よりよい支援を求めることができるようにします。また、新たな支援の見通しをもてるようにすることにより、不安を解消するとともに、支援先や支援内容に主体的に関与することにより、子どもと保護者の自立性を促します。

③ 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、小中学校から特別支援学校への転学又は特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方向での転学等ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当です。

また、就学相談の初期の段階では、就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学等ができることなどを、本人・保護者に予め説明を行うことが必要です。

④ 就職・就労に向けた取組

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、子どもの実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした、就労支援を進めることが必要です。さらに、卒業後に福祉的就労に進むことも想定されることから、障がい福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

⑤ 個別の教育支援計画の作成・活用について

早期からの一貫した支援のためには、障がいのある子どもの成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められます。

就学前においては、保護者や認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、「個別の教育支援計画」等として整理し、就学後は学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先の学校に引き継ぎます。

個別の教育支援計画の作成・活用により、

- ア) 障がいのある子どもの教育的ニーズの適切な把握
 - イ) 支援内容の明確化
 - ウ) 関係者間の共通認識の醸成
 - エ) 家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
 - オ) 定期的な見直し等による継続的な支援
- などの効果が期待できます。

⑥ 合理的配慮について

「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その決定の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の子どもの状態把握を行う必要があります。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいです。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが期待されます。

なお、「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」（合理的配慮の基礎となる環境整備）の充実は不可欠であり、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれに行っていきます。

「障害者の権利に関する条約」

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「中央教育審議会初等中等教育分科会報告」

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均等を失した又は過度の負担を課さないもの

(2) 教育相談体制の整備

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分に情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげていくことが大切です。

市町村教育委員会においては、地域の実態に応じて医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、教育、医療、福祉、保健、労働等が一体となって障がいのある子ども及びその保護者等に対して相談や支援を行う体制を整備するとともに、教育委員会や学校、医療機関、児童相談所、保健所等の関係者で構成する特別の相談支援チームのような組織を作り、健康診断や育児相談等の場において、教育相談を同時に開催するなどにより、教育・発達相談の機会の充実を図ることが必要です。

① 教育相談に当たって

ア) 保護者の置かれた状態や考え、心情を理解する

教育相談においては、障がいの有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切です。

イ) 保護者の伴走者として対応し、すべきことの優先順位を共有する

早期における教育相談にあたっては、多くの保護者は我が子の障がいにとまどいを感じ、不安を抱えている時期でもあることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者とともに子どもの将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

また、保護者が、子どもの発達の状態等とは無関係に、一度にすべての教育・支援を実施する必要があると誤解したり、その時点では到達が困難な目標を掲げた結果、失望したり、あるいは目標に掲げられないでいることもあるため、教育相談においては短期的な目標、中長期的な目標を明確にして、これからすべきことの優先順位を保護者と共有するとともに、子どもの成長を確かめ合い、共に喜べるようなかかわりを継続することが重要です。

ウ) 保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考える姿勢を保つ

障がいのある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点です。

その上で、保護者の思いと子ども本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要です。保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要です。

エ) 就学先決定後も支援を続ける

一度決定した就学先が、小学校段階6年間、中学校段階3年間を通して絶対的に維持されるのではなく、子ども一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先の変更ができることを、関係者の共通理解とすることが重要です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議など

を行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、総合的な観点から就学先を変更できるようにしていくことが適当です。

② 検討に向けた準備

ア) 保護者への事前の情報提供

保護者が子どもの就学について関心をもったときや不安に感じたとき、必要な情報に手軽にアクセスできることが必要です。障がいのある子どものためにどのような教育が用意されているのか、子どもの教育について相談したいときにはどうしたらよいのか、就学までにどのようなことをしなければならないかなど、初めに知りたい情報を整理して提供するとともに、詳しい情報へのアクセス方法を周知することが大切です。

また、既に就学している子どもの保護者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験集を活用したりすることは、保護者ばかりでなく、認定こども園、幼稚園、保育所等の関係者に対しても、就学に対する理解啓発を図ることにつながります。

イ) 就学期における特別な支援が必要な子どもの把握

特別な支援が必要な子どもを把握するために、早期から支援を行っている機関と連携を図ることが重要です。

具体的には、市町村教育委員会が、認定こども園、幼稚園、保育所、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療・福祉・保健の関係機関など、早期の支援を行っている機関が考えられます。

また、早期からの支援を行っている機関に通っていない子どもや、早期からの支援の対象になっていない子どもも存在することもあるので、就学相談の機会を通して特別な支援が必要な子どもを把握することも重要です。

ウ) 健康診断等の活用

幼児期には、象徴機能やことば、対人コミュニケーションの発達の様子や行動特徴などから、知的障がいや、自閉症等の発達障がい、運動障がいや中軽度の難聴や弱視などが顕在化してくるので、1歳6ヶ月健康診査や3歳児健康診査が障がいの発見の契機として重要です。しかし、発達の個人差が大きい時期でもありますので、早急な判断を慎むことも大切です。また、1歳6ヶ月健康診査や3歳児健康診査では障がいの状態等が明確になっていない子どももいますので、5歳児健康診査においても継続的に情報収集を行うことが大切です。

個人情報保護に配慮しつつ、幼児の支援に携わっている専門家間のネットワークが継続的に機能することが望まれます。

エ) 保護者への就学に関するガイダンス

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される適切な時期に、就学先決定についての手続きの流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要です。

就学に関するガイダンスにおいては、保護者が、子どもの健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話し合いに臨むことができること、子どもの可能性を最大限伸長するための就学先決定であること、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切です。また、域内の学校（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）や支援のための資源の状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切です。

就学に関するガイダンスと就学相談が同時に行われることもありますが、市町村においては、年度当初にガイダンスの機会を設定し、保護者が見通しをもって就学先決定のための相談に応じることができるよう体制を整えておくことも大切です。

③ 市町村における教育支援委員会について

市町村教育委員会は、早期からの教育相談の機会を設定し、障がいの状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いた上で、適切な情報提供に努め、個人情報の取り扱いに留意しつつ、障がいのある子どもの就学先決定にかかわっていくことが求められています。

そのために、「教育支援委員会」等を設置し、専門家の意見聴取を行うとともに、本人・保護者の意向を可能な限り尊重した総合的判断について、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら就学先を決定していくことが大切です。

早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、今後「教育支援委員会」において機能の拡充を図っていくことが適当であると考えられます。

- ア) 障がいのある子どもの状態を早期に把握する観点から、教育相談との連携により、障がいのある子どもの情報を継続的に把握すること。
- イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

④ 継続的な教育相談の実施

子どもの障がいの状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要があります。

小学校や特別支援学校就学後、障がいの状態の変化や適切な指導や必要な支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子どももいます。このような、子どもの教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

なお、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあります。これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子どもの成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるよう、努力する必要があります。

このように就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子どもの一人一人の教育的ニーズに応じた指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要です。

⑤ 県における教育支援委員会について

県教育委員会においても、「鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会」（以下、「鳥取県就学支援分科会」という。）等を設置し、市町村を積極的に支援していく体制を整備していきます。

特に、就学先決定について意見が一致しない場合において、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、鳥取県就学支援分科会による指導・助言を行います。

(3) 就学先決定の在り方

就学先の決定は、児童生徒等の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が行います。

その際、市町村教育委員会は、児童生徒等の発達や障がいの状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該児童生徒等の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくこととなります。そして、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、必要に応じて就学先等を見直していきます。

教育相談において、保護者の思いを受け止めるとともに、保護者へ児童生徒等の可能性を最大限に伸長できる教育の場に関する正確な情報を提供することが大切です。

① 就学先の検討・見直し

教育相談の初期段階において相談者は、保護者に対し、本人にとって「今、どのような学びが必要であるか」が認識できるような援助をするために、様々な情報を保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供していくことが必要です。

具体的な就学先の検討の段階においては、保護者面談や学校見学・体験入学などを経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整を行います。

ア) 保護者面談

保護者面談では、子どもの発達や障がいの状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する保護者の意向、就学先に対して保護者が希望することなどを聴取します。その際、「個別の支援ファイル」等が作成されている場合にはその活用を徹底し、生育歴や家庭環境等の情報を不必要に繰り返し尋ねることがないように、十分留意することが必要です。

イ) 学校見学

子どもの就学先決定に当たっては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、いくつかの就学予定先の学校見学の機会を設け、子どもの就学先決定に当たって幅広い視点を保護者が持てるようにします。

学校見学の実施に当たっては、保護者が知りたいことを的確に応えるための十分な準備が重要であり、学校見学当日も、資料等に基づき、分かりやすく、具体的に説明することが求められます。

学校見学の終了後においては、教育相談担当者は、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、今後の相談の進め方や手続き等について説明をします。必要に応じて、保護者の理解と納得が得られるまで複数回行います。

ウ) 体験入学

体験入学を実施するに当たり、学校は、その具体的な計画について、学校全体の共通理解を図り、組織的に行うことが必要です。特に、体験入学に参加する子どもにとっては、慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要です。

② 保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要です。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要です。

なお、障がいのある児童生徒本人の意見については、学齢児童生徒の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられますが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障がいや発達の状況等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。

③ 本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とします。

本人・保護者に対して、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続きについても理解を共有することが大切です。

具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場を持ち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましいです。

④ 市町村教育委員会が特別支援学校への就学を決定する際の留意点

就学先の決定は、最終的には市町村教育委員会が決定することとなりますが、就学先を決定するまでに、必ず特別支援学校における体験入学や教育相談等、本人と学校との直接的な関わりを持つことが必要となります。

小学部・中学部への転入や、中学部・高等部への就学・進学の際にも、必ず体験入学や教育相談を行い、本人・保護者、教育委員会と学校が合意形成を図った上で、総合的に判断してください。

⑤ その他留意事項

ア) 重複障がいのある児童生徒等について

重複障がいのある児童生徒等についても、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定を行います。

イ) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行います。

ウ) 就学先等の見直しについて

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、全ての関係者の共通理解としておくことが大切です。このために、個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていきます。

(4) 就学可能な障がいの種類と程度

障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導における教育の対象となる障がいの種類と程度については、下記のとおりです。

【学校教育法施行令第22条の3】の規定

特別支援学校に就学可能な障がいの種類と程度

【平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知】

(以下「756号通知」)

特別支援学級及び通級による指導において教育を受けることが適当である障がいの種類と程度

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
視覚障害	【視覚障害特別支援学校】 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	【弱視特別支援学級】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	【聴覚障害特別支援学校】 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴特別支援学級】 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	【難聴】 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	【知的障害特別支援学校】 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	【知的障害特別支援学級】 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	【肢体不自由特別支援学校】 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	【肢体不自由特別支援学級】 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	【肢体不自由】 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
病弱・身体虚弱	<p>【病弱特別支援学校】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱特別支援学級】</p> <p>一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの</p> <p>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの</p>	<p>【病弱・身体虚弱】</p> <p>病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
言語障害		<p>【言語障害特別支援学級】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの</p>	<p>【言語障害】</p> <p>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</p>
自閉症・情緒障害		<p>【自閉症・情緒障害特別支援学級】</p> <p>一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</p> <p>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</p>	<p>【自閉症】</p> <p>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p> <p>【情緒障害】</p> <p>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>
学習障害			<p>【学習障害】</p> <p>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</p>

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (756号通知)	通級による指導 (756号通知)
注意欠陥多動性障害			【注意欠陥多動性障害】 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

障がいの判断に当たっての留意事項

【特別支援学校】

①視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

②聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

③知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

④肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

⑤病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

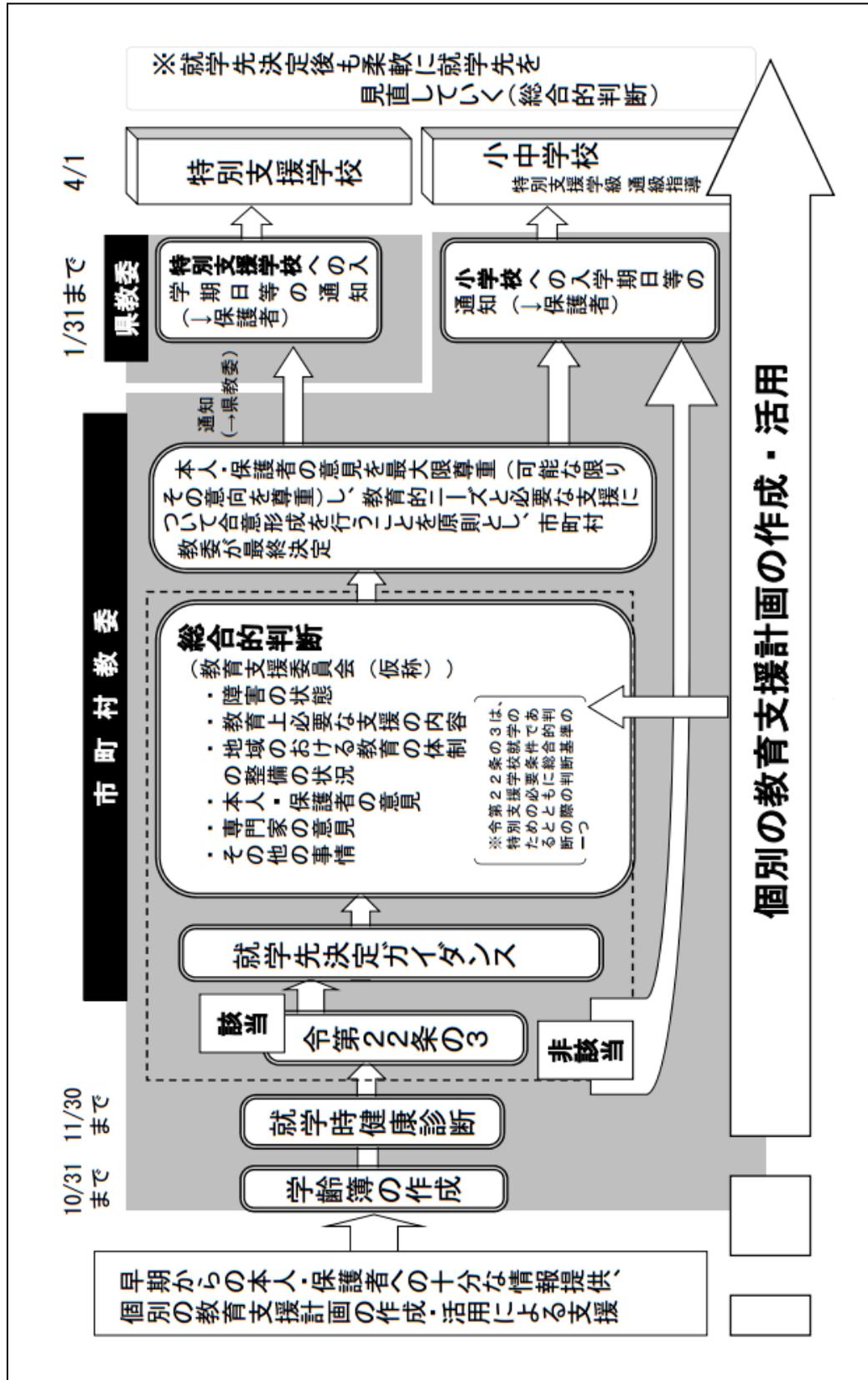
【特別支援学級】

障がいのある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

【通級による指導】

障がいのある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

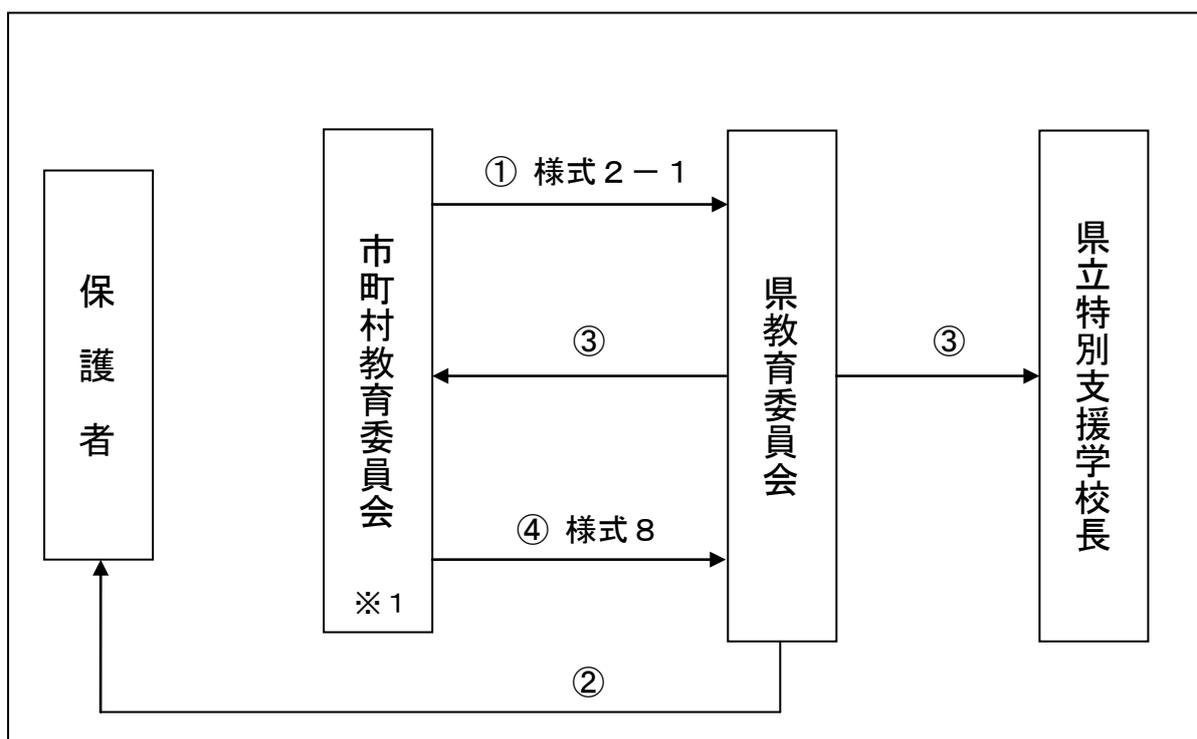
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



2 認定特別支援学校就学者に係る 手続きについて

※この章においては、「学校教育法施行令」を「令」と記載しています。

(1) 新学齢児が県立特別支援学校に就学する場合



① 特別支援学校への就学についての通知（「令」第十一条第1項、第2項）

市町村の教育委員会は、「令」第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。

② 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十四条第1項、第2項）

県教育委員会は、①の通知に係る新学齢児の保護者に対して、翌学年の初めから二月前までに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十五条第1項、第2項）

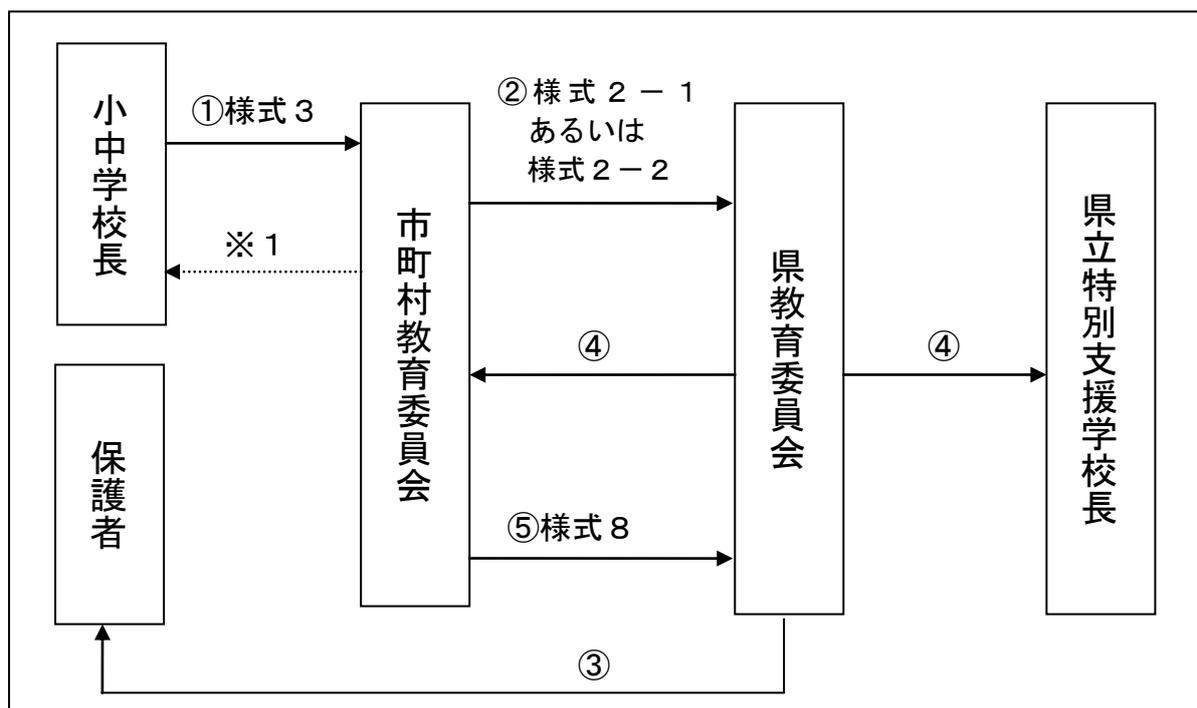
県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該新学齢児の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

④ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該新学齢児に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

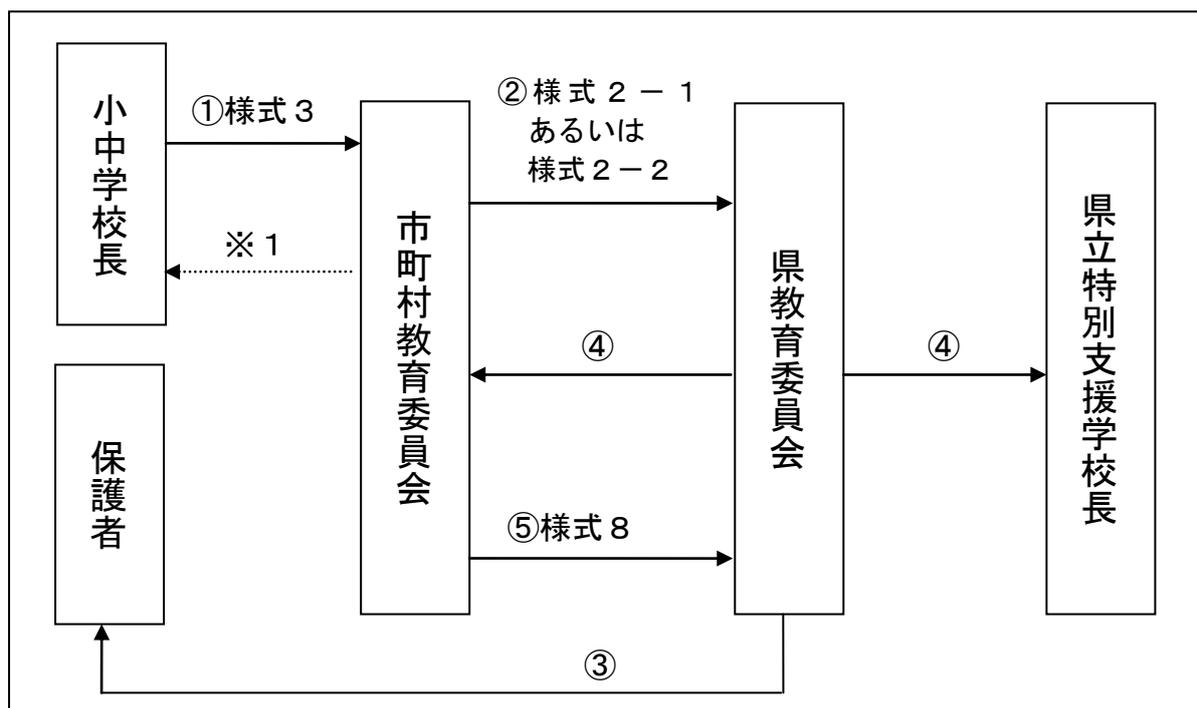
※1 市町村教育委員会は就学の五月前までに、その年度中に満六歳に達する者について、あらかじめ学齢簿を作成しなければならない。（「令」第二条）

(2) 小中学校から県立特別支援学校への転学
 (新たに視覚障害者等になり、認定特別支援学校就学者となった場合)



- ① 新たに視覚障害者等になった者の通知（「令」第十二条 第1項）
 学齢児童生徒のうち視覚障害者等になった者があるときは、その小中学校長は、速やかに、その学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。
 ※1 ①の通知を受けた市町村教育委員会は、当該学齢児童生徒について現に在学する小学校及び中学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、在学している学校の校長に対してその旨を通知する。（「令」第十二条 第3項）
- ② 特別支援学校への就学の通知（「令」第十二条 第2項）
 市町村教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。
- ③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十四条第1項、第2項）
 県教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。
- ④ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定（「令」第十五条第1項、第2項）
 県教育委員会は、③の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。
- ⑤ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）
 市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(3) 小中学校から県立特別支援学校への転学
 (「令」22条の3に該当する視覚障害者等が認定特別支援学校就学者となった場合)



① 障がいの状態等の変化により小中学校に就学させることが適当でなくなった者の通知
 (「令」第十二条の二 第1項)

学齢児童生徒のうち視覚障害者等で小学校又は中学校に在学するもののうち、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化にこれらの小学校又は中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるときは、その小中学校長は、その学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。

※1 ①の通知を受けた市町村教育委員会は、当該学齢児童生徒について現に在学する小学校及び中学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、在学している学校の校長に対してその旨を通知する。(「令」第十二条の二 第3項)

② 特別支援学校への就学の通知(「令」第十二条の二 第2項)

市町村教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、県教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び特別支援学校に就学する旨を通知する。その際、通知に係る者の学齢簿の謄本を送付する。

③ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十四条第1項、第2項)

県教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

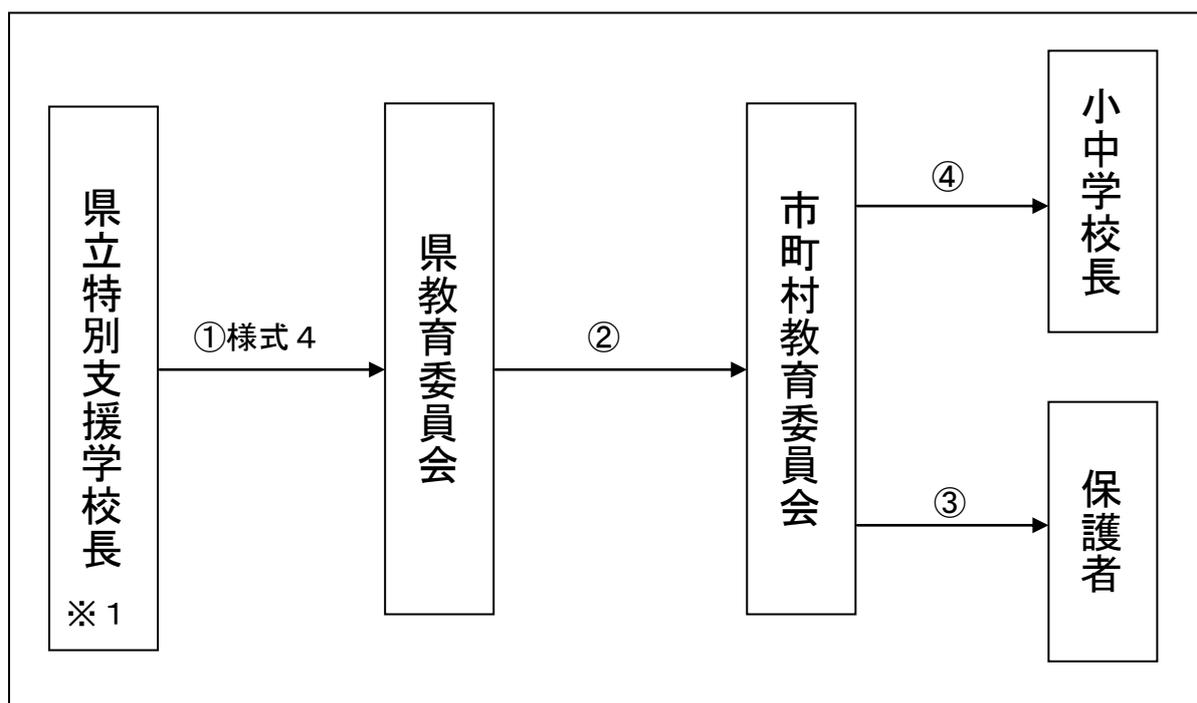
④ 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定(「令」第十五条第1項、第2項)

県教育委員会は、③の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

⑤ 学齢簿の加除訂正の通知(「令」第三条、第十三条)

市町村教育委員会は、④の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

(4) 県立特別支援学校から小中学校への転学（視覚障害者等でなくなった場合）



① 視覚障害者等でなくなった通知（「令」第六条の二 第1項）

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等でなくなった者があるときは、当該学齢児童生徒が在学する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会にその旨を通知する。

※1 この場合は、事前に県立特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。

② 視覚障害者等でなくなった通知（「令」第六条の二 第2項）

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、速やかにその氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知する。

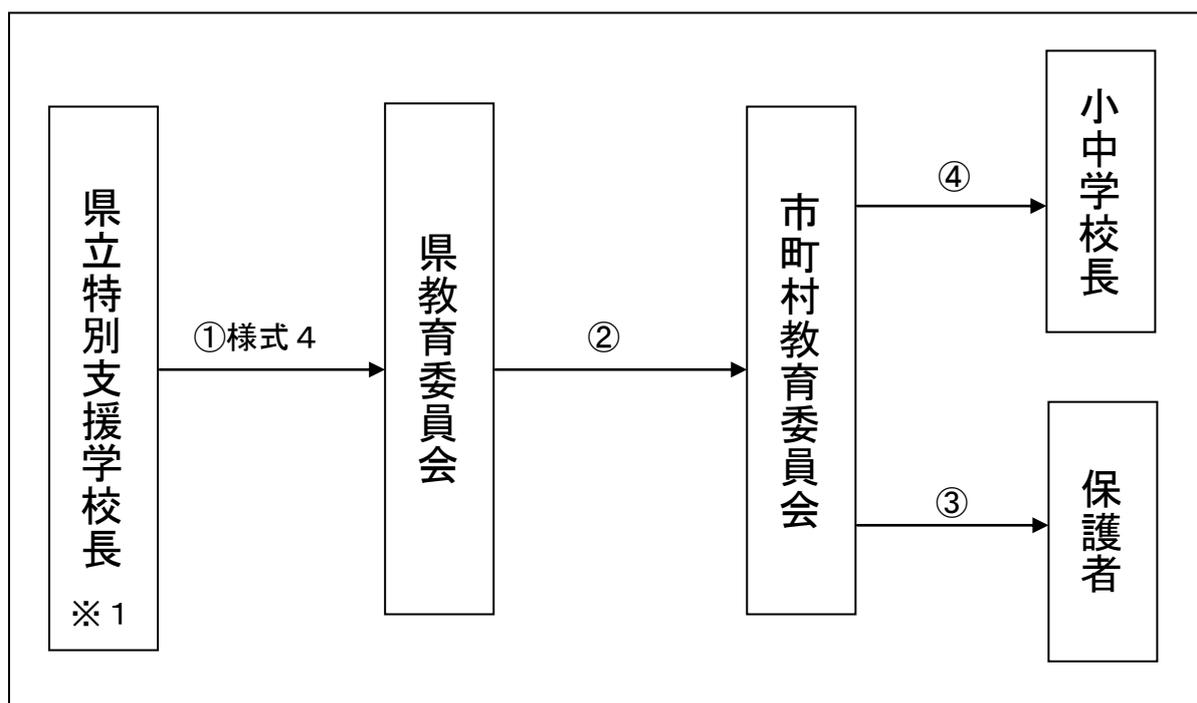
③ 小中学校への入学期日の通知（「令」第五条）

市町村教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、小学校及び中学校の入学期日を通知する。

④ 小中学校への入学期日の通知（「令」第七条）

市町村教育委員会は、③の通知と同時に、当該学齢児童生徒を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

(5) 県立特別支援学校から小中学校への転学（障がいの状態等の変化による場合）



① 障がいの状態等の変化により小中学校への就学が適当と思料する通知（「令」第六条の三 第1項）

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、その障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童生徒が在学する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会にその旨を通知する。

※1 この場合は、事前に県立特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。

② 障がいの状態等の変化により小中学校への就学の通知（「令」第六条の三 第2項）

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒について、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、速やかにその氏名及び①の通知があった旨を通知する。

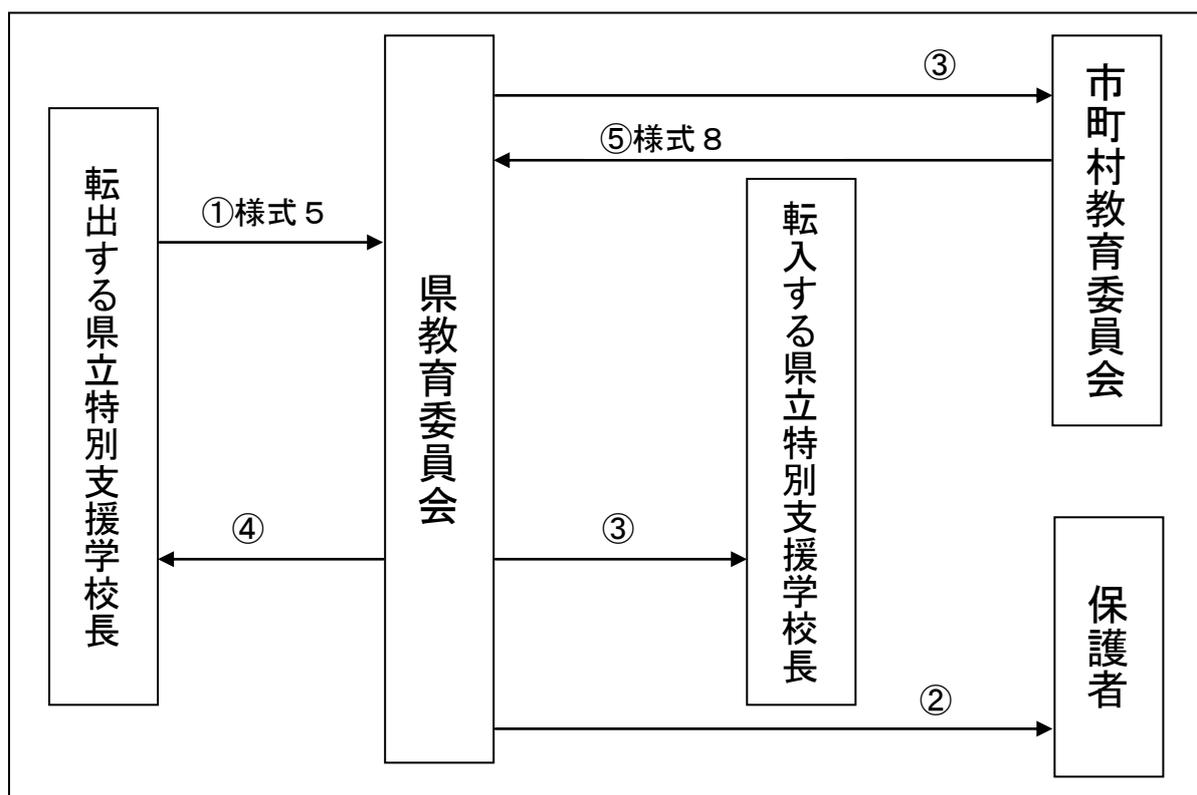
③ 小中学校への入学期日の通知（「令」第五条）

市町村教育委員会は、②の通知に係る学齢児童生徒の保護者に対して、小学校及び中学校の入学期日を通知する。

④ 小中学校への入学期日の通知（「令」第七条）

市町村教育委員会は、③の通知と同時に、当該学齢児童生徒を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

(6) 県内の県立特別支援学校間の転学（同一障がい種の場合）



① 児童生徒の転学についての通知

保護者の申立（転居もしくは施設入所等）により、同一障がい種の県立特別支援学校へ転学する者があるときは、転出する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。

② 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十四条 第1項第2項）

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒の保護者に対して、速やかに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

③ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十五条）

県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

④ 転学期日の通知

県教育委員会は、転出する特別支援学校長へ、当該学齢児童生徒の転学期日を通知する。

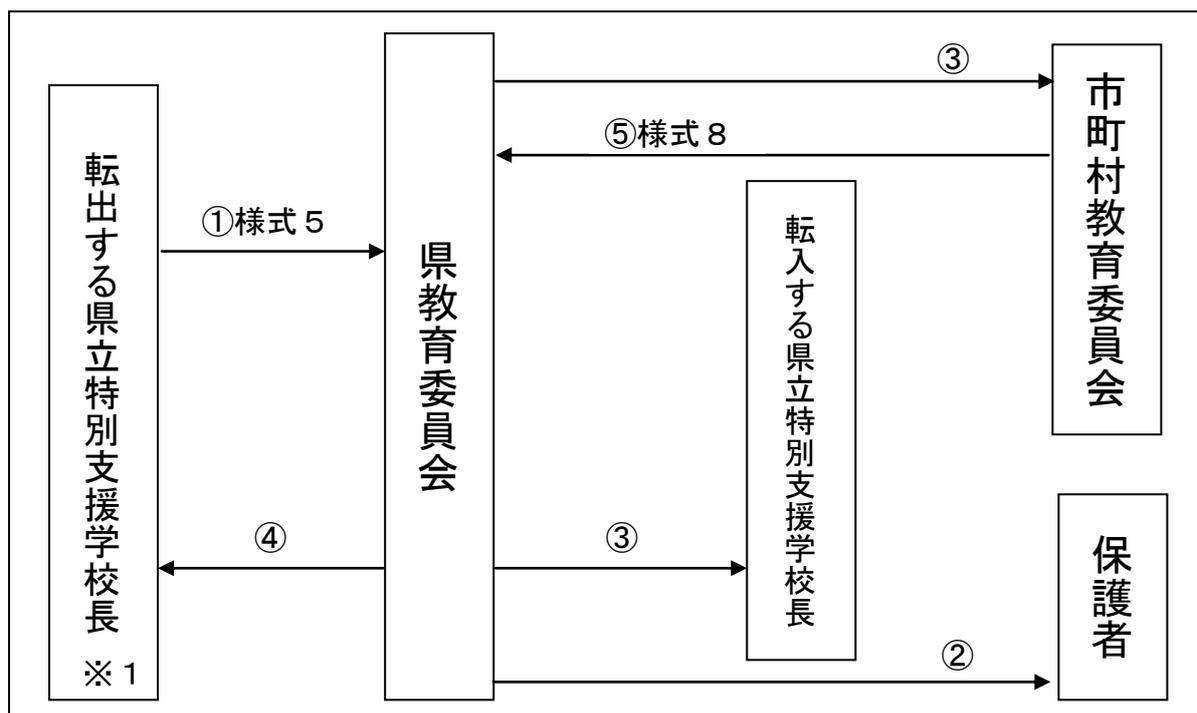
⑤ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

◆高等部生徒の場合

特別支援学校高等部に在籍する生徒で同一障がい種の特別支援学校に転学する者があるときは、転出校の校長は速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。なお、単位の認定状況については、それぞれの特別支援学校間で確認を行うものとする。

(7) 県内の県立特別支援学校間の転学（障がい種が異なる場合）



① 児童生徒の転学についての通知

保護者の申立（障がいの状態の変化、転居もしくは施設入所等）により、障がい種の異なる県立特別支援学校へ転学する者があるときは、転出する特別支援学校長は、速やかに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。その際、就学先の変更を行うため、個人調査書、診断書、観察票を添付する。

※1 この場合は、事前に県立特別支援学校長から県就学支援分科会への審査申請を行い、県就学支援分科会の判断を受けることとする。

② 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十四条 第1項第2項）

県教育委員会は、①の通知を受けた学齢児童生徒の保護者に対して、速やかに特別支援学校の入学期日と特別支援学校の指定を通知する。

③ 転学の入学期日と特別支援学校の指定の通知（「令」第十五条）

県教育委員会は、②の通知と同時に、就学させる特別支援学校の校長及び当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その者の氏名及び入学期日を通知する。

④ 転学期日の通知

県教育委員会は、転出する特別支援学校長へ、当該学齢児童生徒の転学期日を通知する。

⑤ 学齢簿の加除訂正の通知（「令」第三条、第十三条）

市町村教育委員会は、③の通知を受けた後、当該学齢児童生徒に係る学齢簿の加除訂正をした時は、速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。

◆高等部生徒の場合

特別支援学校高等部に在籍する生徒で障がい種の異なる特別支援学校に転学する者があるときは、転出校の校長は速やかに県教育委員会に対し、その旨を通知する。なお、単位の認定状況については、それぞれの特別支援学校間で確認を行うものとする。

(8) 県内から県外への転居に伴う転学

県立特別支援学校に在籍する児童生徒で、県外へ転居する者がある場合には、保護者は現在住所を存する市町村教育委員会と転居先の市町村教育委員会に相談をするとともに、在籍学校長は、県教育委員会へ速やかに氏名等を通知する。(様式6)

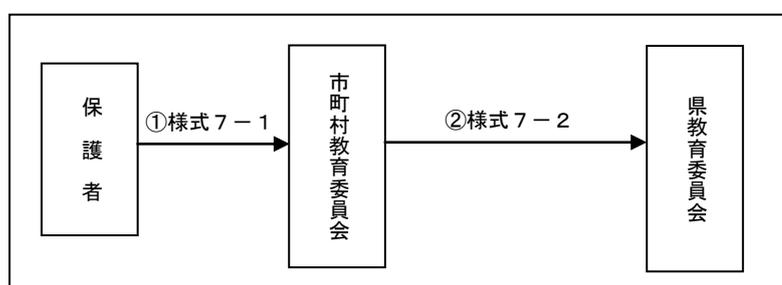
なお、転学資料等詳細の手続きは、現在住所の存する市町村教育委員会と転居先の市町村教育委員会の間で行われることとなる。

(9) 県外から県内への転居に伴う転学

市町村教育委員会は、保護者から転居の手続きがあった場合には、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に対し速やかに通知する。(様式2-1あるいは様式2-2)

(10) 区域外就学

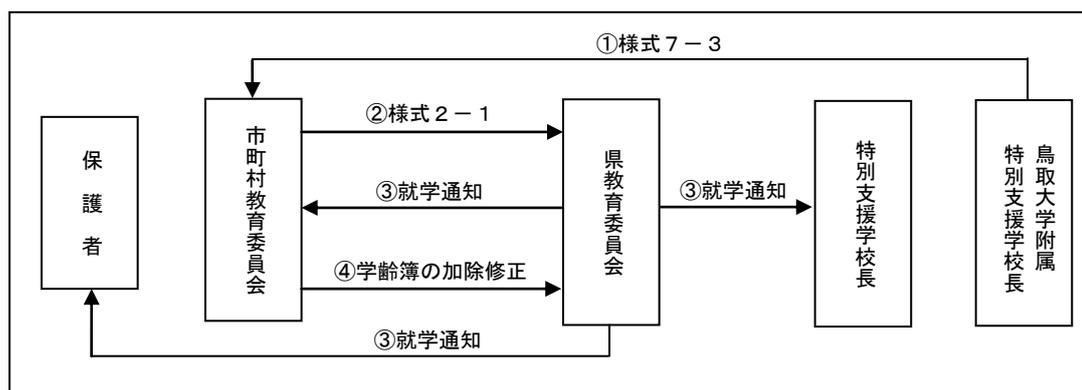
①鳥取大学附属特別支援学校へ就学する場合(「令」第十七条及び第十三条の2)



視覚障害者等である児童生徒等を鳥取大学附属特別支援学校に就学させようとする場合は、その保護者は、鳥取大学附属特別支援学校長の承諾書を添え、その旨を当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に届け出を行う。(様式7-1)

その後、市町村教育委員会は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知する。(様式7-2)

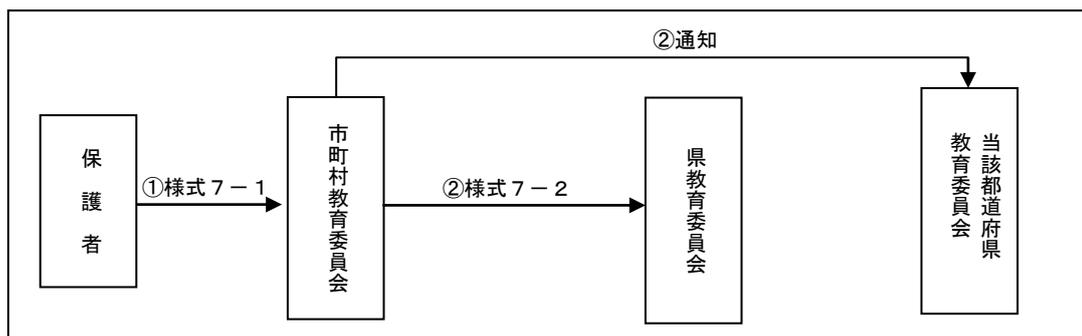
②鳥取大学附属特別支援学校から県立特別支援学校へ転学する場合(「令」第十八条)



鳥取大学附属特別支援学校に在学する学齢児童生徒が、当該特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知しなければならない。(様式7-3)

その後、市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者について、県教育委員会に通知する。(様式2-1)

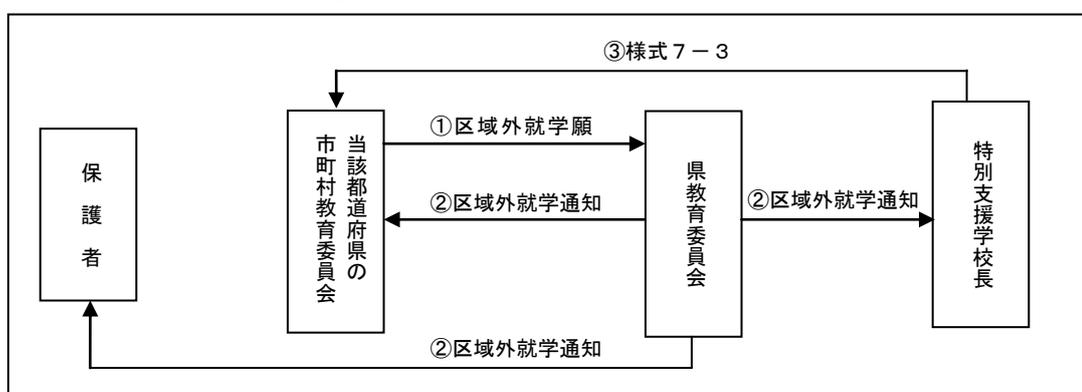
③県内から県外の特別支援学校へ就学する場合



入院等により、県外の特別支援学校へ区域外就学をする場合は、その保護者はその旨を当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に届け出を行う。(様式 7-1)

その後、市町村教育委員会は当該都道府県教育委員会へその旨を通知するとともに、県教育委員会に対し、その旨を通知する。(様式 7-2)

④県外から県内の県立特別支援学校へ就学する場合



現在住所の存する市町村教育委員会から県教育委員会への区域外就学願に基づき、県教育委員会は転入する特別支援学校長へ当該学齢児童生徒の氏名及び転学期日を通知する。

県外から県内の県立特別支援学校へ区域外就学をした学齢児童生徒が、当該特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかにその旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知しなければならない。(様式 7-3)

3 鳥取県就学支援分科会審査要項 及び 資料様式等

鳥取県就学支援分科会審査要項

1 審査対象児の範囲

鳥取県就学支援分科会で審査する対象児の範囲は次のとおりとする。

- (1) 市町村（学校組合）教育委員会と本人・保護者の間で、就学について合意形成が難しい者
- (2) 中学校から特別支援学校高等部へ進学する場合、重複認定が必要な者
- (3) 特別支援学校長からの申請に基づいた教育の場の変更が必要な者
- (4) 就学猶予・免除の判断が困難な者
- (5) 市町村（学校組合）教育委員会において決定した認定特別支援学校就学者のうち、特別支援学校長から審議の申し出のあった者
- (6) その他、県教育委員会が審議が必要だと判断した者

2 審査申請手続

鳥取県就学支援分科会の審査は、原則として市町村（学校組合）教育委員会の申請に基づいて行うものとする。

3 審査の基準

審査の基準は、学校教育法施行令第22条の3の規定、平成25年10月4日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知のとおりとする。

4 審査の方法及び審査申請に必要な資料

(1) 審査の方法

審査は、資料（個人調査書、診断書、観察票等）による書面審査等とする。

(2) 審査申請に必要な資料

障がい区分	資 料		
	様 式 番 号	資 料 名	作 成 者
視 覚 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-1（視覚障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-1（視覚障がい用）	観 察 票	学 校 等
聴 覚 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-2（聴覚障がい・言語障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-2A（聴覚障がい用）	観 察 票	学 校 等
言 語 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-2（聴覚障がい・言語障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-2B（言語障がい用）	観 察 票	学 校 等
知 的 障 が い	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-3（知的障がい・自閉症・情緒障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-3A（知的障がい）	観 察 票	学 校 等
自閉症・情緒障がい	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-3（知的障がい・自閉症・情緒障がい用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-3B（自閉症・情緒障がい用）	観 察 票	学 校 等
肢 体 不 自 由	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-4（肢体不自由用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-4（肢体不自由用）	観 察 票	学 校 等
病 弱 ・ 身 体 虚 弱	資料様式1	個人調査書	市町村教育委員会
	資料様式2-5（病弱・身体虚弱用）	診 断 書	専 門 医
	資料様式3-5（病弱・身体虚弱用）	観 察 票	学 校 等

(注) ① 重複障がいの場合は、それぞれ該当する障がいに必要な資料を完備して提出すること。

② 資料は、すべて(秘)扱いとすること。

③ 資料は、次頁の作成要領に基づいて作成すること。

個人調査書・診断書・観察票の作成要領

鳥取県就学支援分科会では、個人調査書・診断書・観察票等の資料等により審査を行うので、諸資料の作成にあたっては、下記の事項を熟読し、不確実な記入や記入漏れのないようにすること。

1 個人調査書（資料様式1）

- (1) ①の診断名・疾患・病名は、診断書の記載に基づき、記入する。2つ以上の障がいがある場合は、該当する診断名・疾患・病名の総てについて記入する。
- (2) ②～⑩は、医師の診断結果又は保護者にたずねて記入する。
- (3) ⑪～⑮は、園長、学校長又は入所している施設等の長に資料の提出を求め、記入する。
- (4) ⑯は、保護者にたずねて記入する。
- (5) ⑰は、保護者のニーズをもとに、体験入学等で学校と相談した結果を記入する。
- (6) ⑱は、校内（園内）教育支援委員会等における判断と、それに至った経過について記入する。
- (7) ⑲は、市町村教育委員会（教育支援委員会等）における審査の経緯や主たる障がいを含む結果を記入する。

2 診断書（資料様式2-1～5）

- (1) 診断書は、障がい種別によりそれぞれ所定の様式があるのでこれを使用する。
- (2) 診断書は、必ず関係障がいの専門医が必要事項のすべてについて検査診断して作成する。
- (3) 所見は、対象者の教育措置について医学的立場からの意見を記入する。

3 観察票（資料様式3-1～5）

- (1) 観察票の記入は、観察者の直接観察により適正に判断して記入する。
- (2) 観察事項に該当する対象者の動作、活動、反応等が直接観察できない場合は、保護者、保育士、教員等の対象者に接する機会の多い者から状態を聴取して記入する。
- (3) 観察は対象者が平常生活する場所（家庭、保育所、学校、療育機関等）で行うことが望ましい。
- (4) 観察者の所見は、観察結果に基づく対象者の望ましい教育の場について記入する。
- (5) 観察者は、幼児児童生徒の観察経験の豊かな小、中、特別支援学校等の教員を充てることが望ましい。
- (6) 観察事項について、観察や判断が非常に困難な場合は、県教育委員会事務局特別支援教育課に問い合わせること。

○視覚障がい（資料様式 3-1）

- ① 観察事項は簡潔に状況を記入する。

○聴覚障がい（資料様式 3-2 A）

- ① I については、有無に○をし、有の場合は（ ）内に補聴器等の種類を記入する。
② II については、「○（きこえる）」「△（あいまい）」「×（きこえない）」の記号を記入し、項目中の（ ）には具体的な名称を記入する。
③ 観察が困難な項目は、類似例で観察したり、保護者等から状況を聴取したりして記入する。

○言語障がい（資料様式 3-2 B）

- ① 観察者は対象児に実際に発音、又は発語させて観察し該当事項の□にチェック(ℓ)を入れる。
② 観察で不明確な点は保護者等から状態を聴取して記入する。
③ （ ）には具体的な所見を記入する。
④ 発語に伴って生じる随伴症状が有の場合は、（ ）に具体的な症状を記入する。
⑤ 障がいの原因は、保護者からの状況聴取、観察結果等を総合的に判断し、該当箇所を○で囲む。

○知的障がい（資料様式 3-3 A）

- ① 観察事項は簡潔に状況を記述する。
② 併せ有する他障がいの有無と障がい種は、該当箇所を○で囲む。その他は（ ）に具体的に記入する。
③ 知能（発達検査）の状況は、最近実施した検査結果を記入する。

○自閉症・情緒障がい（資料様式 3-3 B）

- ① 観察事項は簡潔に状況を記述する。
② 併せ有する他障がいの有無と障がい種は、該当箇所を○で囲む。その他は（ ）に具体的に記入する。
③ 知能（発達検査）の状況は、最近実施した検査結果を記入する。

○肢体不自由（資料様式 3-4）

- ① 観察者が直接観察により判定した項目については、「観察」欄に○印を記入する。
② 観察の各項目については「じょうずにできる」「なんとかできる」「むずかしい」「自分ではできない」の何らかの該当欄に○印を記入する。判定の目安は、次のとおりとする。
ア じょうずにできる。
同年齢の健常児と変わらないようにできる。
イ なんとかできる。
同年齢の健常児と比較すると、速さ、正確さ、円滑さ、持続時間等で能力は劣るがだいたい自力でできる。
ウ むずかしい
自力ですべてをすることはできないが適時適切な介助を受ければ、なんとかできる。
(介助率50%程度)
エ 自分ではできない。
自力では全くできない。できても大部分は介助によっている。
③ 自助具、補助具、介助等の名称は、日常使用しているものや、介助している内容を簡潔に記入する。
④ 日常生活の状況は該当事項について簡潔に記入する。
⑤ 弱視、難聴、知的障がい等を疑わせる徴候等は、有無のいずれかに○をし、**㊦**の場合は具体的に状況を記入する。
⑥ 障がいの状況は、欠損又は障がい部位を各記号で記入する。

○病弱・身体虚弱（資料様式 3-5）

- ① 病気（身体）の状態は該当事項を○で囲み、その他は（ ）に具体的に記入する。
② 観察事項は簡潔に状況を記入する。
③ 観察が困難な項目は、保護者等から状況を聴取して記入する。

個人調査書

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日 (才 月)	性別	在籍園・学校 施設名等	
			学級種別・学年等	
現住所		保護者 氏名	続柄 ()	

①	診断名・疾患・病名	※診断書から転記		
②	手帳の有無	療育手帳	(判定)	(交付年月日)
		身体障害者手帳	(判定)	(交付年月日)
		精神障害者保健 福祉手帳	(判定)	(交付年月日)
		無		
③	使用している装具等	・眼鏡、その他 () ・車椅子 ・歩行補助つえ ・下肢装具 ・補聴器 (片耳{右・左}、両耳) ・人工内耳 (片耳{右・左}、両耳) ・その他 ()		
④	医療的ケアの有無	有 (吸引 経管栄養 導尿 酸素吸入 その他 ())		
		無		
⑤	アレルギーの有無	有 ()		
		無		
⑥	服薬の有無	有 ()		
		無		
⑦	家族構成	父・母・兄 () 人・姉 () 人・弟 () 人・妹 () 人・祖父・祖母・その他 ()		
⑧	生育歴	新生児期	・在胎週数 (週) ・出生時体重 (グラム) ・分娩状況 (仮死、帝王切開、その他 ()) ・黄疸 (重・軽・なし) ・その他 ()	
		発育	・首のすわり (月頃) ・おすわり (月頃) ・発語 (月頃) ・歩きはじめ (月頃) ・排泄の自立 (月頃)	
		健診時に 関する特記 事項	指摘事項無 ※健診時期 (1 歳半健診・3 歳児健診等) において指摘事項等がある場合 に記載。また未受診の場合はその旨を記載。	
⑨	療育歴 教育歴	幼児期	療育機関 ()	
		小学校	通級による指導 (種別)	年 月 ~ 年 月
			特別支援学級 (種別)	年度 ~ 年度
		中学校	通級による指導 (種別)	年 月 ~ 年 月
			特別支援学級 (種別)	年度 ~ 年度
特別支援学校	学校名 (種別)	年度 ~ 年度		
⑩	受診・診察状況	※受診歴等があれば、時期や主治医を記載。		

⑪	現在の状況	学校等における 適応状況及び困 難を感じている 事項	言語、文字・数概念	
			学習態度	
			運動機能	
			感覚 ※視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚などの感覚に偏りがある。(日 常的な雑音にひどく不快感を示す、身体に触れられるのを過 剰に嫌がる、など)	
			対人関係	
			基本的な生活習慣	
	学力検査等	※実施している診断テスト、教研式知能検査等の結果や変容があれば 記載。		
⑫	個別の教育支援計画（支援計画） ・個別の指導計画の有無	個別の教育支援計画 （支援計画）	有（ 年 月 日から作成） 無	
		個別の指導計画	有（ 年 月 日から作成） 無	
⑬	支援目標 及び内容	※個別の教育支援計画や支援ファイル等の内容に基づき記載		
⑭	学校等における 配慮事項	※⑬に対する対応状況及び生活全般における対応状況		
⑮	体験入学の状況	※いつ、どこで実施したか、その時の状況について記載（未実施の場合は予定日を記入）		
⑯	本人・保護者の就学に対する考え 等			

氏名 ()

⑰	想定される通学方法	自力通学（徒歩・公共交通機関） 保護者等の送迎（徒歩・公共交通機関・自家用車） スクールバス利用	
⑱	校内（園内）教育支援委員会等の経過と判断		
⑲	市町村教育委員会（教育支援委員会等）における審査経過及び結果	主たる障がい	※（障がい種別）特別支援学校又は（障がい種別）特別支援学級を記載
		審査経過及び結果	

【記載者及び記載年月日】

	記載者（職名・氏名）	記載年月日
園・学校等		年 月 日
市町村（学校組合）教育委員会		年 月 日

診 断 書

住 所
氏 名
生年月日

性別 ()
年 月 日

1 診断名・疾患・病名

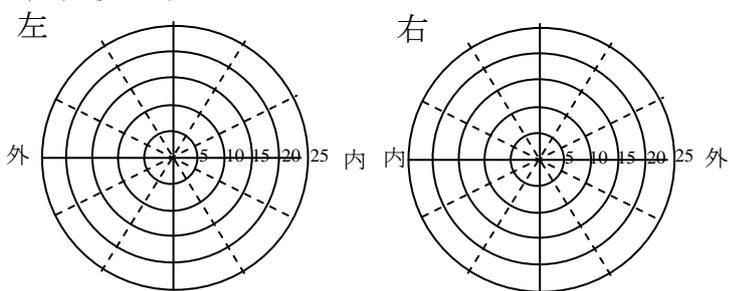
2 障がいの発生年齢

3 現 症

(1) 視 力

	裸 眼	矯正視力	矯正度数
右 眼			
左 眼			
両 眼			

(2) 視 野



(3) 眼 圧

右 mmHg

左 mmHg

(6) 外眼部

(7) 前眼部

(8) 中間透光体

(4) 色 覚

(9) 眼 底

(5) 眼 位

(10) その他

4 所 見

平成 年 月 日
所 在 地
病 (医) 院名
医師 (氏名)



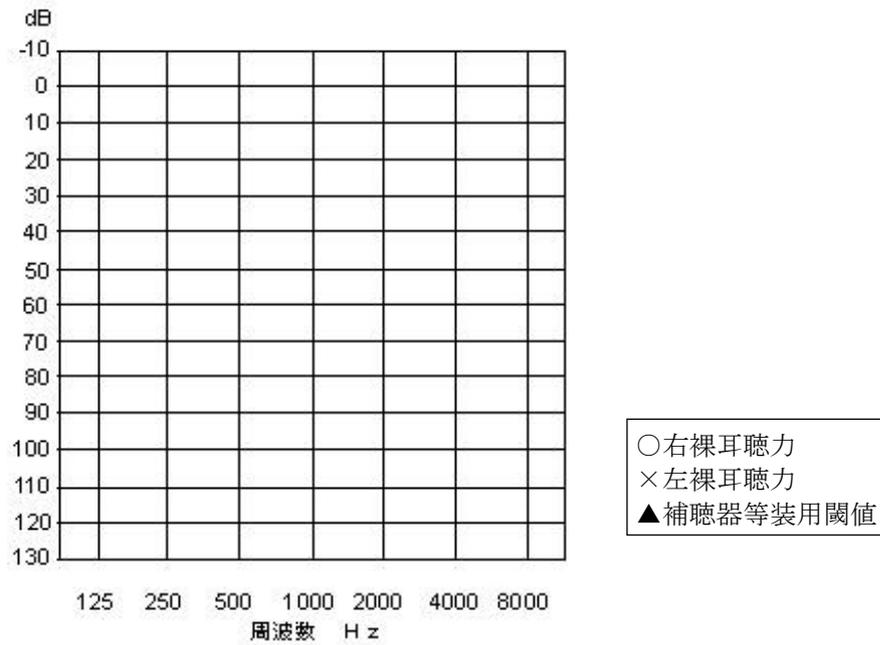
診 断 書

住 所
氏 名
生年月日
性別 ()
年 月 日

1 診断名・疾患・病名

2 障がいの発生年齢

3 聴 力 (会話音域の平均聴力レベル) 右 d B 左 d B



4 聴力障がいの状況、日常生活での注意

5 所 見

平成 年 月 日
所 在 地
病 (医) 院名
医師 (氏名)



診 断 書

住 所
氏 名 性別 ()
生年月日 年 月 日

1 診断名・疾患・病名

2 臨床検査結果

【知能（発達）検査】	【脳波検査】
○実施検査名 () ○実施期日 年 月 日 ○検査結果 (IQ 等) 及び所見など	○実施期日 年 月 日 ○検査結果及び所見など

3 精神・身体症状 ※該当箇所にチェックし、詳細を「特記事項」に記載する。

<input type="checkbox"/>	聞くことの苦手さ	<input type="checkbox"/>	対人スキルの未熟さ	[特記事項]
<input type="checkbox"/>	読み書きの困難さ	<input type="checkbox"/>	感覚過敏	
<input type="checkbox"/>	計算の困難さ	<input type="checkbox"/>	不安	
<input type="checkbox"/>	語彙の不足	<input type="checkbox"/>	睡眠障がい	
<input type="checkbox"/>	不注意	<input type="checkbox"/>	登校困難	
<input type="checkbox"/>	多動	<input type="checkbox"/>	暴言・反抗	
<input type="checkbox"/>	衝動性	<input type="checkbox"/>	パニック	
<input type="checkbox"/>	こだわり (固執性)	<input type="checkbox"/>	その他	

4 所 見 (医療的な配慮事項や服薬等)

平成 年 月 日
所 在 地
病 (医) 院名
医師 (氏名)



診 断 書

【記載例】

住 所
氏 名 性別 ()
生年月日 年 月 日

1 診断名・疾患・病名

2 臨床検査結果

【知能（発達）検査】	【脳波検査】
○実施検査名 () ○実施期日 年 月 日 ○検査結果 (IQ 等) 及び所見など	○実施期日 年 月 日 ○検査結果及び所見など

3 精神・身体症状 ※該当箇所にチェックし、詳細を「特記事項」に記載する。

<input type="checkbox"/>	聞くことの苦手さ	<input type="checkbox"/>	対人スキルの未熟さ	[特記事項]
<input type="checkbox"/>	読み書きの困難さ	<input type="checkbox"/>	感覚過敏	
<input type="checkbox"/>	計算の困難さ	<input type="checkbox"/>	不安	
<input type="checkbox"/>	語彙の不足	<input type="checkbox"/>	睡眠障がい	
<input type="checkbox"/>	不注意	<input type="checkbox"/>	登校困難	
<input type="checkbox"/>	多動	<input type="checkbox"/>	暴言・反抗	
<input type="checkbox"/>	衝動性	<input type="checkbox"/>	パニック	
<input type="checkbox"/>	こだわり (固執性)	<input type="checkbox"/>	その他	

4 所 見 (医療的な配慮事項や服薬等)

知的障がいにあつては、原因の推定や病理上の特徴を踏まえたうえでの医学的診断や配慮事項について記載する。
情緒障がいにあつては、障がいとして認められる感情・気分・行動の問題を生じる背景要因を踏まえ、医療的な見地から必要と考える配慮事項等について記載する。
自閉症にあつては、『①他人と社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわる』という3つの基本的な障がい特性の実態及び配慮事項を記載する。また、感覚知覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択性等の面についても必要に応じて記載する。

平成 年 月 日
所 在 地
病 (医) 院名
医師 (氏名)

診 断 書

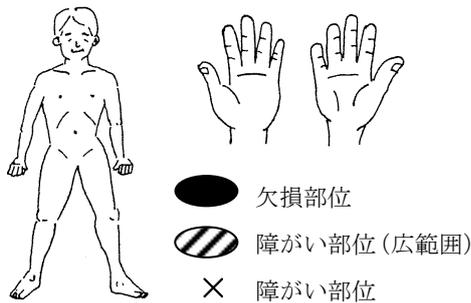
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日 性別 ()

1 診断名・疾患・病名

2 障がいの発生年齢

3 現 症

4 合併症 (※該当欄に○印をつける。)



	認められない	軽い	中程度	重い	備考
視力障がい					
聴力障がい					
知的障がい					
情緒障がい					
てんかん					
言語障がい					
その他 ()					

5 利き手 右 左 不明

6 ADL評価 (※該当欄に○印をつける。※自助具、補装具があればできる時、備考欄にその器具名を入れる。)

項目	評 定	できる (自立している)	なんとかできる (時間がかかる・軽介助 があればできる)	むずかしい (全介助)	備 考	
座	る	こ	と			
起	立	す	る	こ	と	
歩	く	こ	と			
階	段	の	昇	り	降	り
筆	記	動	作			
ト	イ	レ	動	作		
食	事	す	る	こ	と	
コ	ミュ	ニ	ケ	ー	シ	ョ
コ	ミュ	ニ	ケ	ー	シ	ョ
更	衣	動	作			
洗	面	す	る	こ	と	

7 自助具、補装具の詳細

8 所 見

平成 年 月 日

所 在 地

病 (医) 院名

医師 (氏名)



診 断 書

住 所

氏 名

性別 ()

生年月日

年

月 日

1 病 名

2 現在の治療の状況

3 学校生活上特に留意すべき事項

4 所 見 (今後の治療及び治癒の見込み等について)

平成 年 月 日

所 在 地

病 (医) 院名

医 師 (氏名)

㊟

診 断 書

【記載について】

住 所

氏 名

性別 ()

生年月日

年

月

日

1 病 名

病気が重複している場合は、全て御記入ください。

2 現在の治療の状況

現在の治療方法、通院頻度、服薬の状況（薬の種類、量、回数等）等を御記入ください。

3 学校生活上特に留意すべき事項

病状や健康状態により、生徒が学校生活を送る上で配慮しなければならないことや制限しなければならないことを御記入ください。

- (例)
- 学習時間における制限
 - 体育における運動制限
 - 給食における食物制限（質や量）
 - 校外での学習における活動制限
 - 感染症予防 等

- (記載例)
- ・ 病気により登校できない期間が長く学習空白がある。また、体力がなく集中できる時間も短いため、体調管理をしながら生徒のペースで学習を進めることが必要である。
 - ・ 集団生活で受ける心的ストレスから、腹痛や頭痛、微熱が見られる時がある。できるだけ少人数の学習環境を準備することが必要である。
 - ・ 体育の授業において運動制限はないが、頸椎の不安定性があるためマット運動など首に直接荷重がかかる運動はしない。
 - ・ 偏食があるため、学校給食がストレスの原因となる可能性がある。学習や生活に様々な影響を引き起こすことが考えられるため、弁当等の対応も必要である。
 - ・ 心理的ストレスから頭痛等が見られたり、疲れやすさから朝が起きられなかったりすることがある。ストレスをできるだけ軽減する配慮が必要である。
 - ・ 校外での学習は、体への負担も大きく感染症のリスクも高いため、必要最低限の活動内容・範囲とする。また、校外学習の前には医師の診察を受ける。

4 所 見 (今後の治療及び治癒の見込み等について)

今後の治療方針（治療の見通し、通院頻度、服薬の状況等）と治癒の見込み等について御記入ください。

平成 年 月 日

所 在 地

病 (医) 院名

医 師 (氏名)



観 察 票

平成 年 月 日

氏 名				観察場所	
視 覚 管 理	め が ね	矯正	要 (使用中・未使用) 不要	使用している補助具	
		偏光	要 (使用中・未使用) 不要	○	
		弱視	要 (使用中・未使用) 不要	○	
	コンタクト	要 (使用中・未使用) 不要	○		
観 察 事 項	目 の 動 き				
	手 指 の 機 能				
	文 字 や 図 形 認 知				
	集 団 生 活 の 様 子				
	遊 び や 活 動 の 様 子				
	移 動 の 様 子				
	人 や も の を 見 る (様 子)				
他の障がい	無	有 ()			
観察者所見	※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記載する ※個人調査書の⑪に関連することを含めて記載する				
観察者氏名	学校 (園) 職名 () 氏名				㊟

観 察 票

平成 年 月 日

氏 名		観察場所	
I 補聴器等の使用	有 (機種等) ・ 無		
II 音に対する反応		III コミュニケーション手段の状況	
1 ジェット機の騒音		1 聴いただけでわかる (聴覚活用)	
2 車の警笛		2 口の形や表情から話を読み取る (読話)	
3 掃除機		3 聴覚活用及び読話による	
4 チャイム ()		4 手話又は身振りしか通じない	
5 楽 器 ()		5 絵などを見せると何かわかる	
6 玩 具 ()		6 全く通じない	
7 テレビの音		7 その他 ()	
8 ドアの開閉		IV 言語理解の程度	
9 ささやき声		1 発声のみ	
10 しずかな会話		2 単語を話す	
11 普通の会話		3 幼児語で話す	
12 大声の会話		4 ごく限定された日常語を話す	
13 叫び声		5 長文を話す	
※Iについては、有無に○をし、有の場合は () 内に補聴器等の種類を記入すること。 ※IIについては、以下の記号を入れること。 ○ (きこえる) △ (あいまい) × (きこえない) ※III、IV、Vについては、該当箇所に○印を入れること。		V 発 音	
		1 明 瞭	
		2 やや明瞭	
		3 不 明 瞭	
注) 観察が不可能な事項については、保護者にたずねて記入すること。			
観察者所見	※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記載する ※個人調査書の⑪に関連することを含めて記載する		
観察者氏名	学校 (園) 職名 () 氏名		㊟

観 察 票

平成 年 月 日

氏 名	観 察 場 所		
<p>1 話し声の異常</p> <p>(1) 音質・音域</p> <p><input type="checkbox"/> 高すぎる</p> <p><input type="checkbox"/> 低すぎる</p> <p><input type="checkbox"/> 単調</p> <p>[]</p> <p>(2) 声の大きさ</p> <p><input type="checkbox"/> 大きすぎる</p> <p><input type="checkbox"/> 小さすぎる</p> <p>[]</p> <p>(3) 声の質</p> <p><input type="checkbox"/> しわがれ声</p> <p><input type="checkbox"/> かすれ声</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻音</p> <p>[]</p>	<p>2 発音の異常</p> <p><input type="checkbox"/> 音の置換 (例 サカナをタカナなど)</p> <p>[]</p> <p><input type="checkbox"/> 音の省略 (例 ラッパをアッパなど)</p> <p>[]</p> <p><input type="checkbox"/> 音のひずみ (例 「タ」の音と「カ」の音の中間的な音など日本語にはない音)</p> <p>[]</p> <p>3 リズムの異常</p> <p><input type="checkbox"/> はじめの音をくり返す</p> <p><input type="checkbox"/> 特定の音を引きのぼす</p> <p><input type="checkbox"/> ことばの始まりがつかまる</p> <p>[]</p>	<p>4 発語に伴って生じる随伴症状 (まばたきをする、体をゆする、足踏みをする、首を振るなど)</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>[]</p> <p>5 言語発達遅滞の状況 検者の話しかけ、問いかけに対する反応</p> <p><input type="checkbox"/> 遅い</p> <p><input type="checkbox"/> 単語で話す</p> <p><input type="checkbox"/> 2語文で話す</p> <p><input type="checkbox"/> 3語文以上で話す</p> <p><input type="checkbox"/> 助詞をつなげて話す</p> <p>[]</p> <p>注) 記入方法 ・該当箇所の□にチェック(√)を入れること。 ・()には、具体的な所見を記入する。</p>	
<p>言語障がいの原因と考えられる事柄 ※該当箇所に○を付ける。複数可。</p> <p>1 発声器官障がい 2 脳神経障がい 3 情緒障がい 4 聴覚障がい</p> <p>5 知的障がい 6 脳性マヒ 7 その他 ()</p>			
<p>観察者所見</p>	<p>※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記載する ※個人調査書の⑪に関連することを含めて記載する</p>		
<p>観察者氏名</p>	<p>学校(園) 職名() 氏名 ㊟</p>		

観 察 票

平成 年 月 日

氏 名	観察場所		
観 察 結 果			
I 概念的スキルについて 1 言語発達の状況 (言語理解、言語表出能力など) 2 学習技能の状況 (読字、書字、計算、推論など)			
II 社会的スキルについて 1 対人関係 (友人関係など) 2 社会的行動 (社会的ルールへの理解、集団行動など)			
III 実用的スキルについて 1 日常生活習慣行動 (食事、排泄、衣服着脱、清潔行動など) 2 ライフスキル (買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など) 3 運動機能 (協調運動、体育技能、持久力など)			
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】 ※該当箇所には○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 情緒障がい ・ 自閉症 ・ その他 ()			
【知能(発達検査)の状況】 ※備考欄に検査機関等を記入すること			
知能(発達)検査名	検 査 期 日	検 査 結 果	備 考
	年 月 日		
	年 月 日		
観察者所見			
観察者氏名	学校(園) 職名() 氏名 ㊟		

観 察 票 【記載内容例】

平成 年 月 日

氏 名	観察場所		
観 察 結 果			
I 概念スキルについて 1 言語発達の状況 (言語理解、言語表出能力など) 2 学習技能の状況 (読字、書字、計算、推論など)		【記載内容】 簡単な言葉の指示の理解 名前を呼ばれて振り向く 言葉を聞いて絵や写真を指差す 簡単な要求を表現する 簡単な挨拶に応じる 日常会話や簡単な指示理解 文字や数への関心 等	
II 社会的スキルについて 1 対人スキル (友人関係など) 2 社会的行動 (社会的ルールを理解、集団行動など)		【記載内容】 視線を合わせる / 好む活動を選ぶ 好むものを示す 自分から他人に働きかける 他人とのかかわり (友人関係等) がある 簡単な決まりが理解できる 身近な危険の察知や回避 興味・関心が移りやすい 多動性の有無 固執性 (こだわり) の有無	
III 実用的スキルについて 1 日常生活習慣行動 (食事、排泄、衣服着脱、清潔行動など) 2 ライフスキル (買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など) 3 運動機能 (協調運動、体育技能、持久力など)			
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】 ※該当箇所には○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 情緒障がい ・ 自閉症 ・ その他 ()			
【知能 (発達検査) の状況】 ※備考欄に検査機関等を記入すること			
知能 (発達) 検査名	検 査 期 日	検 査 結 果	備 考
	年 月 日		
	年 月 日		
観察者所見			
観察者氏名	学校 (園) 職名 () 氏名 ㊟		

観 察 票

平成 年 月 日

氏 名				観察場所			
観 察 結 果							
I 情緒の状態について							
II 行動特徴について							
III 対人関係について							
IV 意思の交換・言語について							
V 身辺処理等の状態							
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】 ※該当箇所に○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 知的障がい ・ その他 ()							
【知能（発達検査）の状況】 ※備考欄に検査機関等を記入すること							
知能（発達）検査名	検 査 期 日	検 査 結 果	備 考				
	年 月 日						
	年 月 日						
観察者所見							
観察者氏名	学校（園） 職名（ ） 氏名						㊟

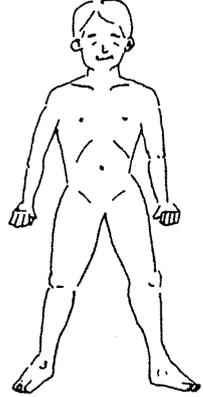
観 察 票 【記載内容例】

平成 年 月 日

氏 名				観察場所			
観 察 結 果							
I 情緒の状態について							
不安傾向の有無 / 心理的な過敏性の有無 / 選択性かん黙の有無 / チックの有無 / 不登校傾向の有無 / 母子分離不全の有無 / ひきこもりの有無 / 情緒の発達程度 / その他 (偏食・夜尿・指しゃぶり・爪かみなど) 等							
II 行動特徴について							
注意集中が困難 / 興味・関心が移りやすい / 多動性の有無と程度 / 固執性 (こだわり) の有無 / 常動行動の有無 / 身近な危険の察知や回避の可否 / 衝動的な行動の有無 / 粗暴な行為の有無 / 自傷行動の有無 等							
III 対人関係について							
視線が合うか / 名前を呼ばれて振り向くか / 他人への働きかけがあるか / 他人からの働きかけへの反応 / 他人の立場や心情の理解 / 遊びの際の他者とのかかわり / 集団活動への参加状況 等							
IV 意思の交換・言語について							
日常の会話の有無の問題							
V 身辺処理等の状態							
食事・着脱・排泄の状態、一般交通機関利用による通学の可否など ※日常生活習慣行動の習得に問題があるというよりも、できるけれども何らかの事情でやれない という側面がみられる場合、できない背景、要因等についても記載する。							
【併せ有する他障がいの有無と障がい種】 ※該当箇所に○をつける。複数可。 なし ・ 視覚障がい ・ 聴覚障がい ・ 肢体不自由 ・ 病弱・身体虚弱 言語障がい ・ 知的障がい ・ その他 ()							
【知能 (発達検査) の状況】 ※備考欄に検査機関を記入すること							
知能 (発達) 検査名	検 査 期 日		検 査 結 果		備 考		
	年 月 日						
	年 月 日						
観 察 者 所 見							
観 察 者 氏 名	学校 (園) 職 名 () 氏 名						㊟

観 察 票

平成 年 月 日

氏 名		観察場所						
症状及び機能 (家庭や学校における日常動作、活動から記入)						<p>障がいの状況</p>   <p>左</p>  <p>右</p> <p>記入の仕方</p> <p>■ 欠損部分</p> <p>▨ 障がい部位 (広範囲)</p> <p>× 障がい部位</p>		
観察	項 目	上手にできる	なんとかできる	むずかしい	自分でできない		自助具、補助具、介助等の名前	日常生活の状況
	頭をあげる							
	座る							
	ねがえり							
	はう							
	起立する							
	歩行							
	室内の移動							
	戸外平地の移動							
	階段の昇り降り							
	椅子にかける							
	物の持ち運び							
	身辺の整理							
	衣服の着脱							
	靴の着脱							
	洗面							
	食事							
	用 便	排尿						
		排便						
	握手							
	手の利き	左						
		右						
	言語の理解							
	言語表現							
	書 写							
	意思の伝達							
	弱視を疑わせる徴候					無 ・ 有		
	難聴を疑わせる徴候					無 ・ 有		
	知的障がいを疑わせる徴候					無 ・ 有		
	その他の問題行動					無 ・ 有		
	その他顕著な症状					無 ・ 有		
作成要領を参照し、客観的に、全項目について記入すること。								
観察者所見	<p>※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記載する</p> <p>※個人調査書の⑪に関連することを含めて記載する</p>							
観察者氏名	学校 (園) 職名 () 氏名					㊟		

観 察 票

平成 年 月 日

氏 名		観察場所	
観 察 結 果			
1 病気(身体)の状態 ※該当するものを○で囲み、その他は()に具体的に記入すること。 アレルギー疾患 ・ 腎疾患 ・ てんかん ・ 筋ジストロフィー ・ 悪性新生物 心疾患 ・ 糖尿病 ・ 肥満(症) ・ 整形外科的疾患 ・ 精神疾患 ・ 心身症 その他()			
(病名、病気の程度、既往歴、服薬の状況、入院・通院を要する期間医療機器の使用や医療的ケアの対応の有無 等について記入)			
2 学習の状況 (読み・書き・計算の状況、学習空白や学習上の配慮事項、学習時間の制限、運動や体験的な活動の制限 等について記入)			
3 日常生活の状況 (行動制限、許容される活動の種類と程度、食事等の制限 等について記入)			
4 社会的発達の状況 (対人関係・コミュニケーションの状況、環境への適応状況、病気の理解や回復・改善への意欲 等について記入)			
5 その他(特記事項)			
観察者所見	※知能検査や発達検査等諸検査の結果があれば記載する ※上記以外の個人調査書の㊟に関連することを含めて記載する		
観察者氏名	学校(園) 職名() 氏名		㊟

(様式1)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村（学校組合）教育委員会教育長 印

特 別 支 援 学 校 長 印

就学にかかる審査申請書

下記の児童（幼児・生徒）について、鳥取県就学支援分科会において審査くださるよう審査資料を添えてお願いします。

記

ふりがな 氏名 (生年月日)	性別	障がいの種類程度等	市町村教育支援 委員会等の審査結果	審査申請の事由
(年月日)				
(年月日)				

添付資料：個人調査書 各1部、診断書 部、観察票 部
(人数により欄を増減すること)

(様式2-1)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村（学校組合）教育委員会教育長 

特別支援学校への就学について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふりがな 児童生徒氏名 (生年月日)	性別	保護者氏名	保護者住所	障がいの種別 及び程度等	就学を希望 する学校名	備考
(年月日)						
(年月日)						

(人数により欄を増減すること)

- (注) 1 この様式は、4月1日に就学するすべての者に用いること。
2 「障がいの種類及び程度等」の欄には、診断書の診断名・疾患・病名を記入すること。ただし、病弱・身体虚弱者の場合は、病名を記入すること。
3 「備考」の欄には、新学齢児の場合は保育所、幼稚園名等を、児童生徒の場合は在籍学校名と在籍学年を記入するとともに、病院・施設入所、訪問教育、自宅通学の別を記入すること。
4 学齢簿の謄本その他、医師の診断書、教育支援委員会等の審査資料及び結果等を添付すること。
5 市町村教育委員会は、当該教育局を經由して提出すること。

(様式2-2)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村（学校組合）教育委員会教育長 

特別支援学校への就学について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成	年	月 日
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
在籍学校名（学年）	立	学校	第 学年
障がいの種類及び程度等			
就学希望学校名	立	学校	
就学希望年月日	平成	年	月 日
備 考			

- (注) 1 この様式は、年度中途に転学するすべての者に用いること。
2 「障がいの種類及び程度等」の欄には、診断書の診断名・疾患・病名を記入すること。ただし、病弱・身体虚弱者の場合は、病名を記入すること。
3 「備考」の欄には、病院・施設入所、訪問教育、自宅通学の別を記入すること。
4 学齢簿の謄本の他、医師の診断書、教育支援委員会等の審査資料及び結果等を添付すること。
5 この通知は、少なくとも就学希望年月日の1週間前に提出すること。
6 市町村教育委員会は、当該教育局を經由して提出すること。

(様式3)

文 書 番 号
年 月 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

小・中学校長 

特別支援学校への就学について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第12条第1項（第12条の2第1項）の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成 年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
在籍学校名（学年）	立	学校	第 学年
障がいの種類及び程度等			
就学希望学校名	立	学校	
就学希望年月日	平成 年 月 日		
備 考			

- (注) 1 第12条第1項（視覚障害者等となったものがあるとき）あるいは第12条の2第1項（障がいの状態等の変化により小中学校等に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるとき）かのいずれかを明記する。
- 2 「障がいの種類及び程度等」の欄には、診断書の診断名・疾患・病名を記入すること。ただし、病弱・身体虚弱者の場合は、病名を記入すること。
- 3 「備考」の欄には、病院・施設入所、訪問教育、自宅通学の別を記入すること。
- 4 医師の診断書、校内教育支援委員会等の審査資料及び結果等を添付すること。

(様式4)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

特別支援学校長 

児童生徒の転学について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項（第6条の3第1項）の規定により、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成 年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
学 部 ・ 学 年	部 第 学年		
就 学 希 望 学 校 名	立 学校		
就 学 希 望 年 月 日	平成 年 月 日		
備 考			

- (注) 1 この様式は、学校教育法施行令第6条の2第1項（視覚障害者等でなくなった場合）、あるいは第6条の3第1項（障がいの状態等の変化により小中学校に就学することが適当であると思料される場合）のいずれかを明記すること。
2 医師の診断書等を添付すること。

(様式5)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

特別支援学校長 

児童生徒の転学について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成 年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
学 部 ・ 学 年	部 第 学年		
就 学 希 望 学 校 名	立 学校		
就 学 希 望 年 月 日	平成 年 月 日		
備 考			

- (注) 1 この様式は、県内の県立特別支援学校間の転学の場合に使用すること。
2 障がい種が異なる県内の特別支援学校へ転学する場合は、個人調査書、診断書、観察票と添付すること。
3 「備考」の欄には、単一障がいか重複障がいの別を記入すること。

(様式6)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

特別支援学校長 

児童生徒の転学について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成 年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
学 部 ・ 学 年	部 第 学年		
就 学 先 学 校 名	立 学校		
就 学 年 月 日	平成 年 月 日		
備 考			

(注) この様式は、県外への転居に伴う転学の場合に使用すること。

(様式7-1)

区域外就学願

年 月 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

住所
保護者
氏名

印

学校教育法施行令第17条の規定により、区域外就学させたいので許可くださるようお願いいたします。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成	年	月 日
在籍学校名（学年）	立	学校	第 学年
就学希望学校名	立	学校	
就学希望年月日	平成	年	月 日
事 由			

(様式7-2)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村（学校組合）教育委員会教育長 

区域外就学の届出について（通知）

学校教育法施行令第13条の2の規定により、区域外就学について通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成	年	月 日
在籍学校名（学年）	立	学校	第 学年
就学学校名	立	学校	
就学年月日	平成	年	月 日
事 由			

（注） 区域外就学承諾書の写しを添付すること。

(様式7-3)

文 書 番 号
年 月 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

特別支援学校長 

区域外就学の終了について（通知）

学校教育法施行令第18条の規定により、区域外就学の終了について通知します。

記

ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名		性別	
生 年 月 日	平成 年 月 日		
保 護 者 氏 名			
保 護 者 住 所			
在籍学校名（学年）	立	学校	第 学年
就 学 学 校 名	立	学校	
就 学 年 月 日	平成 年 月 日		
事 由			

(様式8)

文 書 番 号
年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

市町村（学校組合）教育委員会教育長 

学齢簿の加除訂正について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第13条の規定により、別添のとおり学齢簿を加除訂正しましたので通知します。

(注) 加除訂正した学齢簿の謄本を添付すること。

4 関係通知文及び関係資料

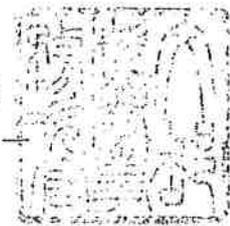
25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学事務次官

山中伸



(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものである。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 1 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第 16 条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

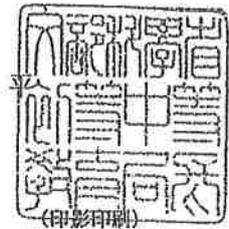
E-mail：tokubetu@mext.go.jp



25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前 川 喜



障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適

応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、力及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者，病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由，病弱又は身体虚弱の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は，以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき，通級による指導における特別の教育課程の編成，授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため，指導要録において，通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては，適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては，通級による指導の担当教員が，児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては，在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり，助言を行ったりする等，両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は，基本的には，この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが，当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて，当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては，必要に応じ，校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，担任教員，その他必要と思われる者で構成する校内委員会において，その必要性を検討するとともに，各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては，医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し，総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については，通級による指導の対象とするまでもなく，通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用，学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により，対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮

称) といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-6734-4111（内線）3193

FAX：03-6734-3737

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
 - (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
 - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
 - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

【学校教育法施行令 関係条例抜粋】

第一章 就学義務

第一節 学齡簿

(学齡簿の編製)

第一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齡児童及び学齡生徒(それぞれ学校教育法(以下「法」という。)第十八条に規定する学齡児童及び学齡生徒をいう。以下同じ。)について、学齡簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齡簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齡簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

4 第一項の学齡簿に記載(前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齡簿にあつては、記録。以下同じ。)をすべき事項は、文部科学省令で定める。

第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齡簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第三条 市町村の教育委員会は、新たに学齡簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齡簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齡簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。

(児童生徒等の住所変更に関する届出の通知)

第四条 第二条に規定する者、学齡児童又は学齡生徒(以下「児童生徒等」と総称する。)について、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二條又は第二十三條の規定による届出(第二条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。)があつたときは、市町村長(特別区にあつては区長とし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつてはその区の区長とする。)は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校

(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者(法第十七條第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。)のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。)のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（[法第七十一条](#)の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなつた旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市

町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認

定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条(第六条(第二号を除く。))において準用する場合を含む。)又は第十一条第一項(第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。